

## ◎機構集積協力金について

農地中間管理事業を活用した農地集積によって、地域集積協力金、経営転換協力金及び農地整備・集約協力金の交付が受けられます。

各協力金の交付金単価や交付要件等は以下のとおりです。

### ①地域集積協力金（地域に対する支援）

（集積・集約化タイプ）～同一担い手に農地を集め、かつ、分散した農地をまとめる～

|     | 機構の活用率    |           | 交付単価      |
|-----|-----------|-----------|-----------|
|     | 一般地域      | 中山間地域     |           |
| 区分1 | 20%超40%以下 | 4%超15%以下  | 1.0万円/10a |
| 区分2 | 40%超70%以下 | 15%超30%以下 | 1.6万円/10a |
| 区分3 | 70%超      | 30%超50%以下 | 2.2万円/10a |
| 区分4 |           | 50%超      | 2.8万円/10a |

「実質化」された京力農場プランが策定された地域で、地域内のまとまった農地が、当該年度2月末日までに農地中間管理機構に貸し付けられていること。

□機構の活用率  

$$\frac{\text{当該年度の貸付面積}}{\text{地域の農地面積}} = \text{機構の活用率}$$
 （前年度までの貸付面積除く）

要件① 1割以上が新たに担い手に集積されること。

要件② 機構への貸付期間が6年以上であること。

※令和2年度は京力農場プランの実質化に向けた工程表が作成されていれば交付要件を満たします。

なお、京力農場プランが未作成の地域にあつては、実質化に向けた工程表に登録し、プランの作成に着手することによって、協力金の交付を受けることが可能になります。

### ☆活用の具体例

#### (1) A地区の現状

A地区は一般地域で地区内の農地面積30ha、昨年度までに京力農場プランに基づき、地域の中核担い手Bに合計5haの農地を集積。

#### (2) 令和2年度に京力農場プランの実質化のための工程表を作成

中核担い手Bが規模拡大を希望し、京力農場プランの実質化のための工程表を作成し、中核担い手Bに10haの農地を貸し付けたとき。

#### (3) この場合、地域集積協力金（集積・集約化タイプ）の交付額

$$\frac{\text{当該年度の貸付面積}(10\text{ ha})}{\text{地域の農地面積}(30\text{ ha}) - (\text{前年度までの貸付面積除く}(5\text{ ha}))} = \text{機構の活用率}(40\%)$$

機構活用率40%の場合交付単価は1.6万円/10a（区分2・一般地域）、今年度の貸付面積は10haでありなので、地域集積交付金の交付額は160万円となります

（集約化タイプ）～分散した農地をまとめる～

|     | 機構の活用率    | 交付単価      |
|-----|-----------|-----------|
| 区分1 | 40%超70%以下 | 0.5万円/10a |
| 区分2 | 70%超      | 1.0万円/10a |

以下のいずれかの要件を満たすこと。（事業実施年度の翌々年度まで）

①地域の農地面積に占める担い手の1ha以上（中山間地及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が、20ポイント以上増加

②既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上に増加

## ②経営転換協力金（個々の出し手に対する支援）

| 年度    | 交付単価                    |
|-------|-------------------------|
| R1～R3 | 1.5万円/10a<br>(上限50万円/戸) |
| R4～R5 | 1.0万円/10a<br>(上限25万円/戸) |

経営転換協力金は、令和5年までに段階的に縮減・廃止されます。

**当該年度2月末日までに農地中間管理機構に貸し付けていること。**

要件①農地を農地中間管理機構に貸し付けることにより経営転換する農業者、リタイヤする農業者、**農地の相続人で農業経営を行わない方。**

要件②農地を10年以上機構に貸し付けること。

要件③遊休農地がある場合は解消すること。

(注意) 農業振興地域外の農地、農業振興地域内の10<sup>㍊</sup>未満の農地、経営転換の場合の減少部門以外の作物を栽培するための農地は貸し付けなくてもかまいません。

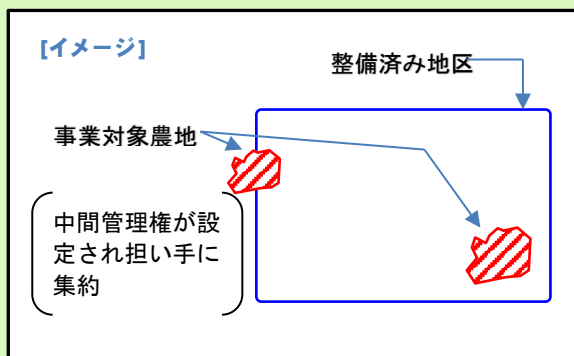
## ③農地整備・集約協力金（基盤整備事業の負担軽減）

農地耕作条件改善事業の実施地区において、以下の交付要件を満たす必要があります。

- ①対象農地が基盤整備済み地区に内在又は隣接し、地域内で合計10ha（中山間地域：5ha）未満であること
- ②対象農地の全てが農地中間管理機構に15年以上貸し付けられており、目標年度（事業完了予定年度の3年後まで）までに担い手に集積されること
- ③対象農地を含む地域において、京力農場プランの見直し（実質化）を行うこと等

### 【交付率（整備費に対する割合）】

| 目標年度における<br>担い手の農地集約化率 | 交付金<br>(整備費に対する割合) |
|------------------------|--------------------|
| 100%                   | 12.5%              |
| 90%以上                  | 8.5%               |
| 80%以上                  | 5.0%               |



※京都府農地中間管理機構では、「FarmBankNews」を（一社）京都府農業会議のHPに掲載しています。

（一社）京都府農業会議（農地中間管理機構）のホームページからメールアドレスの登録ができます。どなたでもご登録いただけますので、農地中間管理事業に興味のある方、また活用をお考えの方はお気軽にご登録ください。

ホームページ URL はこちら <https://www.agr-k.or.jp/~kyoto-j/farmlbank/>